

太田市営農支援システム導入推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、営農支援システムを活用した農業者の経営改善及び生産性向上のサポートを行い、農業分野におけるデジタル化を推進することを目的として、太田市営農支援システム導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において「営農支援システム」とは、農業の効率化・省力化・コスト削減や農作物の品質向上に資する情報通信技術を活用したシステムをいう。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市税等に滞納がないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の農業協同組合であること。
- (2) 市内に住所又は主たる事務所等を有する認定農業者であること。
- (3) 市内に住所を有する農業者や農業団体等で構成される協議会及び組合等で、構成員が3戸以上であるもの

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 営農支援システムの導入費用又は利用料金であること。
- (2) その他市長が認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、農業者1戸あたり30,000円を上限とする。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金申請に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助金交付年度の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた農業者等については、第5条の規定は、なおその効力を有する。